

## 【教育未来創造会議第一次提言の記載】

**大学の経営困難から学生を保護する視点から、計画的な規模の縮小や撤退等も含めた経営指導の徹底や、修学支援新制度の対象を定員充足率が収容定員の8割以上の大学とするなどの機関要件の厳格化を図るとともに、在学する学生の円滑な転学や学籍管理の継承等についても必要な仕組みを整備する。**

### ①学部段階の給付型奨学金と授業料減免の中間層への拡大

- 高等教育の修学支援新制度の検証を行い、**機関要件の厳格化を図りつつ**、現在対象となっていない中間所得層について、負担軽減の必要性の高い多子世帯や理工系及び農学系の学部で学ぶ学生等への支援に關し必要な改善を行う。

## 【案 A1】

### 現行の経営要件を改正し、「直近3年度全ての収容定員充足率が8割未満」を独立した要件とする。

※現行では要件を満たす以下のケースが新たに対象外となる。

- ①「直近3年度全ての収容定員充足率が8割未満」の場合であって、「経常収支差額」又は「運用資産－外部負債」がプラスである場合
- ②「直近3年度全ての経常収支差額」及び「運用資産－外部負債」がマイナスである場合であって、「収容定員充足率が8割以上」の場合

#### ＜利点＞

- 学校法人全体の財務面に問題はなくとも、大学部分だけ見れば収容定員未充足の学校には廃校リスクがあり、そのリスクから学生を保護することにつながる。

#### ＜留意点＞

- 在籍学生数が収容定員の8割未満であっても、他の収入や財産があり財務上は問題ないケースも存在する。

(影響規模：令和4年度の確認大学等のうち該当私立学校数)

大学・短大・高専： 144校、 専門学校： 827校

## 【案 A2】

**現行経営要件の「3点いずれにも該当する場合」は維持した上で、「直近3年度全ての収容定員充足率が8割未満」を「直近3年度の平均収容定員充足率が8割未満」に改正**

### <利点>

- ・3年に1度収容定員充足率8割を満たせば、との2年は何割でも良いという事態は避けられる。

### <留意点>

- ・財政状況が悪く(「経常収支差額」及び「運用資産－外部負債」がマイナス)ても、平均収容定員充足率が8割以上であれば対象になってしまい、廃校リスクから学生を十分に保護できないおそれ。
- ・対象外の学校が、教育改善により収容定員充足率が漸増していく場合、例えば、70%(t-2年度)、78%(t-1年度)、82%(t年度)といった場合に、直近では8割を超えていても、対象機関になることができない。

(影響規模:令和4年度の確認大学等のうち該当私立学校数)

大学・短大・高専: 8校、 専門学校: 27校

## 【案 A3】

**現行経営要件から「直近3年度全ての収容定員充足率が8割未満」を削除**

### <利点>

- ・経営状態が悪く(「経常収支差額」及び「運用資産－外部負債」がマイナス)、収容定員充足率のみ満たしている学校を対象外とできる。

### <留意点>

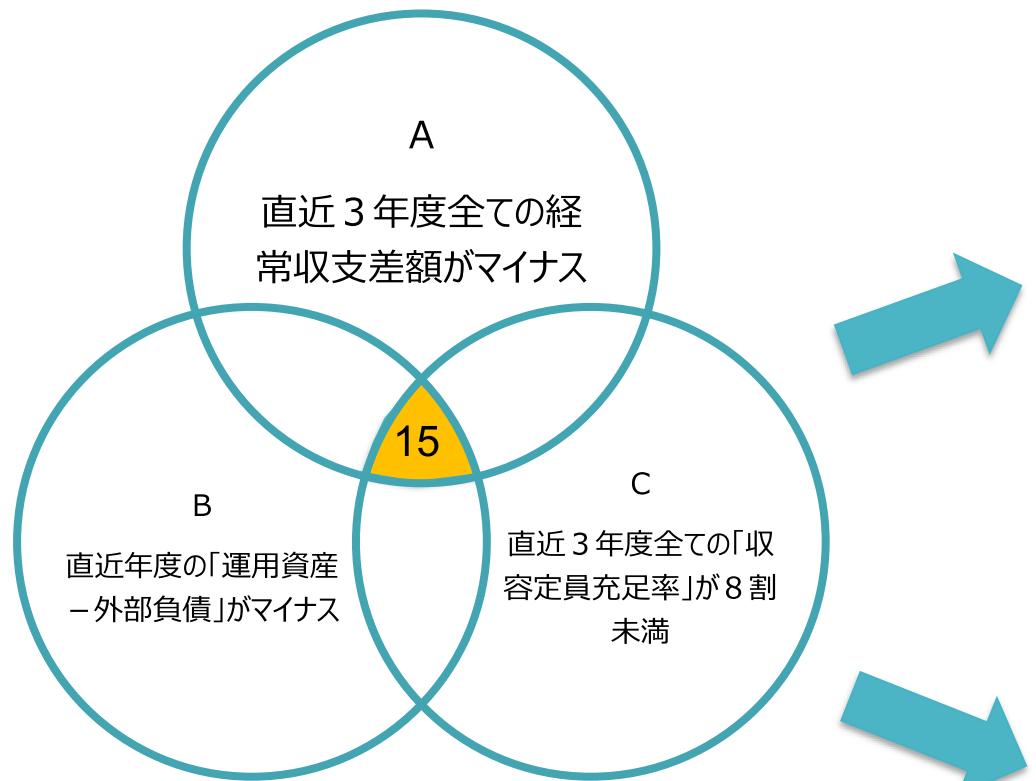
- ・教育研究環境改善に向けた投資等により財政状況が悪化しているような学校が対象外となる可能性がある。(ただし、対象外となるのは3年連続で財政状況が悪化している場合のみ)
- ・提言の記載とは異なる内容の見直しとなる。

(影響規模:令和4年度の確認大学等のうち該当私立学校数)

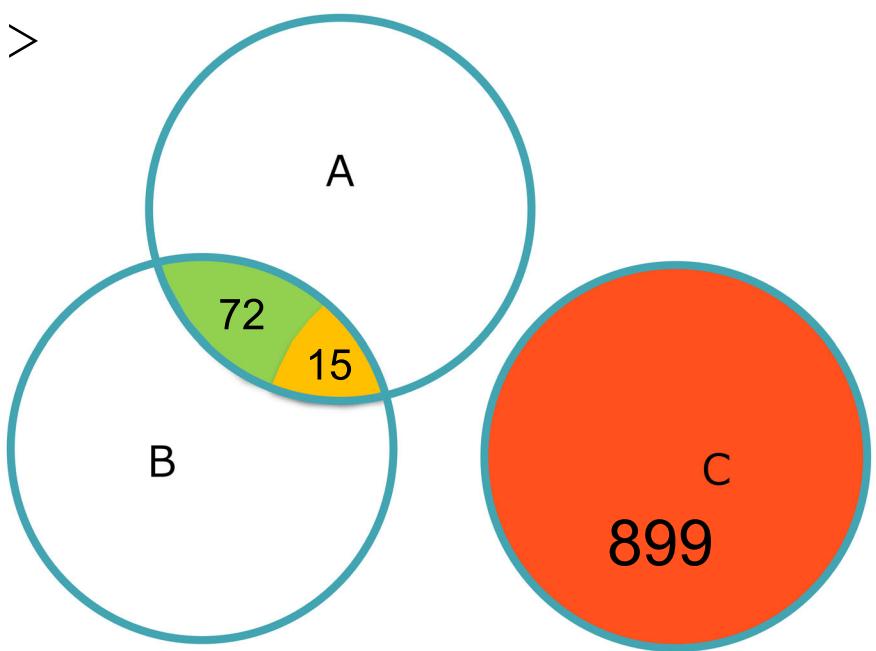
大学・短大・高専: 26校、 専門学校: 46校

# 機関要件の厳格化のイメージ図

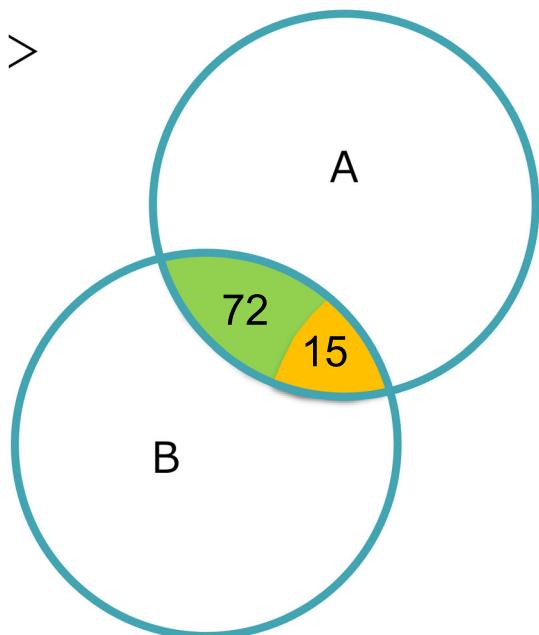
<現行の経営要件>



<案A 1>



<案A 3>



◆要件を満たさない範囲の該当学校数◆

15 大学・短大・高専：4校、専門学校：11校

72 大学・短大・高専：26校、専門学校：46校

899 大学・短大・高専：118校、専門学校：781校

## 【案 A4】

### 「収容定員充足率 5割以上」を機関要件に追加

#### <利点>

- ・私学助成が不交付になる基準と整合。

#### <留意点>

- ・収容定員充足率5割未満であっても就職率・進学率が高いなど、「社会で自立し、活躍することができる人材育成」を行っていると認められるケースはどうするか。
- ・専門学校も同様の基準を当てはめて問題ないか。
- ・提言の記載とは異なる内容の見直しとなる。

(影響規模:令和4年度の確認大学等のうち該当学校数)

大学・短大・高専: 22校、 専門学校: 351校

## 【案 A5】

### 卒業生の進路のうち進学・就職の割合が「5割※」を下回る場合、教育の実施体制に係る要件を追加

※ 令和3年3月卒業生に占める進学・就職者割合の中央値の1/2は45.3%

#### <利点>

- ・法律の目的である「社会で自立し、活躍することができる人材育成」という観点からは、卒業後の進学・就職を保証していることを要件とすることはなじみやすい。

#### <留意点>

- ・卒業「直後」の状態で判断することの是非。
- ・5割が適当か。
- ・提言の記載とは異なる内容の見直しとなる。

(影響規模:令和4年度の確認大学等のうち該当学校数)

大学・短大・高専: 6校、 専門学校: 一校

## 【教育未来創造会議第一次提言の記載】

こうした総合知を育成するための入試科目の見直し、入学後の文理横断型の教育、複線的・多面的な学び、全学的なデータサイエンス教育等について、「教学マネジメント指針」の見直しや、設置認可審査や修学支援新制度の機関要件の審査での反映、積極的に取り組む大学の好事例の収集・展開、基盤的経費の配分におけるメリハリ付けによるインセンティブの付与に取り組むなど、学生の学びの充実に向けた実効性ある方策を講ずる。

## 【案 B1】

「入試科目の見直し、入学後の文理横断型の教育、複線的・多面的な学び、全学的なデータサイエンス教育」のいずれかについて取り組んでいることを機関要件に追加

### <利点>

- 各学校に教育未来創造会議第一次提言で例示された取組を促すことにつながる。

### <留意点>

- 機関要件は、修学支援新制度の支援対象となる学校が満たすべき基準であり、すべての学校に共通して課せる要件であることが必要。すべての学校に求める必須の要件としてふさわしいか。
- 各学校の取組が列挙した取組に該当するか否かの確認・判断は相当の専門性を要し、高校生の進路選択に資するよう、総合型選抜の学生募集の始まる9月より前に機関要件の審査を終えることが望ましいことを考えれば、実務上は相當に困難。

(影響規模:令和4年度における該当学校数)

不明

## 【案 B2】

**機関要件確認申請書類の様式に任意記載事項欄を追加し、提言に記載された取組を実施している場合には各学校が記載**

### <利点>

- ・機関要件確認申請書類は公表義務があるため、様式に取組の記載欄を設けることで、積極的な取組を行う学校には取組をPRする場となりつつ、必ず取り組まなければならない必須の要件とはしないことで各学校の事情に配慮できる。

### <留意点>

- ・提言が求める取組実施への誘導効果は低い。
- ・「審査での反映」と言えるか。

## 【案 B3】

**収容定員を満たさなくなった場合でも「入試科目の見直し、入学後の文理横断型の教育、複線的・多面的な学び、全学的なデータサイエンス教育」のいずれかについて取り組んでいれば※、確認取消を1年間猶予**

※取組の有無に関わらず、専門学校については、当該専門学校が地域の経済社会にとって重要な専門人材の育成に貢献していると設置認可権者である都道府県知事が認める場合は、一定の条件を満たす限定的な場合は確認取消を1年猶予できることとする。

### <利点>

- ・必ず取り組まなければならない必須の要件とはしないことで各学校の事情に配慮しつつ、積極的に取組を行ラインセンティブになる。

### <留意点>

- ・支援対象としてふさわしくない(=機関要件を満たさない)学校について、支援を継続することの是非。
- ・各学校の取組が列挙した取組に該当するか否かの確認・判断をどのように行うか。
- ・「機関要件の厳格化」という方向性と齟齬をきたすことについてどう考えるか。